

パートナーシップ宣誓制度について

パートナーシップ宣誓制度とは①

自治体が日常生活において相互に協力し合うカップル等に対し、その関係性(パートナーシップ)を公的に認める制度

法律婚とは異なり、法律上の権利や義務を伴うものではないが、公営住宅の入居や病院で受ける手術の同意など家族として扱われるよう関係性を認める取組

パートナーシップ制度は、法律婚とは異なり、法律上の権利や義務を伴うものではなく、自治体独自の制度である。

制度の導入により、多様な生き方を認め合い、誰もが自分らしく生きられる「まち」を目指す。

パートナーシップ宣誓制度とは②

宣誓制度を利用しようとするカップル等は、宣誓書の提出及び制度利用の要件に合致することを証明するために必要な書類をそろえ、市に提出する。

(制度利用の要件) 成人であること、婚姻していないこと、双方が市内在住、または一方が市内在住であること等

市は、提出された書類により要件を審査したうえで、そのカップル等の関係性を証明するための証明書等を発行する。

パートナーシップ制度の背景

日本では、法律上、**同性婚は認められておらず**、同性カップルは生きづらさを感じている現状にある。また、同性カップルに限らず、多様な性のありかたから、現行の婚姻制度を何らかの理由で利用できない方が存在している。

パートナーシップ宣誓制度は、性的少数者であることを理由に差別されることなく、**多様な性を認める**など、人権尊重の取組の一つとして始まる。

平成27年に東京都渋谷区と世田谷区が全国の中で先駆けて導入し、近年急速に全国に広がっている。

全国で240を超える自治体が導入しており、愛知県では、15市町が既に導入済み。(2023年1月現在)

多様な性について

法律上の性	自治体に提出された出生届等により、戸籍や住民票に記載されている性
性自認(心の性)	自分がどの性別であるかの認識
性的指向(好きになる性)	恋愛感情や性的関心がどの性に向くか
表現する性	服装や言葉遣いなど、自分の性をどのように表現するか

性的少数者の現状

性的少数者の割合は、**3～8%程度**であると言われている。

性的少数者は、**身近にいるはず**であるのに、偏見や差別を恐れて家族や友人、職場の上司や同僚に打ち明けることができない人も多く、「**社会に存在しない**」とされ続け、日常の様々な場面で困難を抱えている。

性的少数者が抱える困難

【学校】

- ・学校の制服や体操服などが法律上の性別で分けられたため、苦痛を感じ、不登校になった。

【日常生活】

- ・公共のトイレや更衣室が男女別であるため、使用がためられる。
- ・同性パートナーと住む家を借りようとしたところ、大家に断られる。

【家族形成】

- ・同性同士のカップルは、結婚に関する選択肢がない。

制度導入により期待される効果

- ・自治体が性的少数者のカップルの関係性を証明することにより、当事者の方に「**社会に認められている**」という安心感を与えられる。
- ・病院での付き添いや賃貸住宅入居など、**家族に近い扱い**が得られやすくなる。
- ・携帯電話会社の家族割の対象となるなど**民間サービスが受けられる**。
- ・市民や事業者など**地域社会への啓発効果**がある。

長久手市におけるパートナーシップ 宣誓制度について

パートナーシップ宣誓制度を取り巻く現況

パートナーシップ宣誓制度は、平成27年に制度が開始されて以降、様々な自治体で導入が進んだ。

各自治体で導入が進むにつれ、自治体ごとに制度についての様々な類型が見られるようになった。

近年、導入をしている自治体は、先行事例を参考にしながら、それぞれの考え方に基づき、制度の組み立てを行っている。

制度の類型について①

条例型・要綱型

- ・制度を条例で定めるのか、要綱で定めるのか
- ・条例の場合、**議会の議決**が必要
- ・要綱の場合、**市長の専決**により定めることができる
- ・愛知県内では、15市町の内、14市町が要綱型となっており、条例型は、1市のみとなっている。



パートナーシップ宣誓制度を取り巻く環境は、**変化が著しく**、また、現在想定されていない多様な生き方を支援するために、**柔軟な対応が可能**となる**要綱型**にて制度設計を行う。

制度の類型について②

パートナーシップ・ファミリーシップ

- ・制度の対象者を宣誓するカップルに限るのか、その子ども等を含めた家族まで拡大するのか
- ・ファミリーシップ制度について、家族の定義を未成年の子どものみとするか、その両親等まで含めるか
- ・愛知県内では、6市がファミリーシップ制度を導入しており、近年、制度を導入する自治体においては、ファミリーシップ制度を採用することが多い。

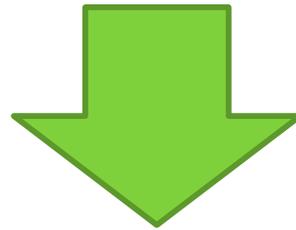


ファミリーシップ制度にて制度設計を行い、宣誓を行ったカップルに限らず、**その子ども等を含めて家族**と認めることで、制度利用者のより多様性のある生き方を支援していくこととしたい。
また、家族の範囲は未成年の子どもに限らず、**成人した子ども及びその両親**まで含めることとしたい。

制度の類型について③

制度の対象者

- ・制度の対象者を性的少数者に限るのかどうか
- ・各市町で判断が分かれる
- ・性的少数者に限ることで、性の多様性を支援することが明確となる
- ・性的少数者に限らないことで、多様な生き方を支援することにつながる



基本的には、性的少数者の方々の生きづらさに寄り添うための制度としつつ、**それ以外の現行の婚姻制度を何らかの理由で利用できない方の利用も可能とする。**

スケジュールについて

- 1月16日 第1回男女共同参画推進部会(職員向け研修)
制度開始に伴う市としての支援制度を照会
- 2月12日 男女共同参画サテライトセミナー
「性の多様性に関する講演会」を市民向けに実施
NPO法人ASTAによる講演及び市のパートナーシップ
宣誓制度(概要)についての考え方を説明
- 3月中旬 **第3回長久手市男女共同参画審議会**
要綱(案)についての審議
- 4月～ パブリックコメント実施(1ヶ月間)
- 6月頃 制度開始

(参考)愛知県の状況

	自治体名	制度名	要綱	ファミリーシップ	制定日
1	西尾市	西尾市パートナーシップ宣誓制度	○		令和元年9月1日
2	豊明市	豊明市パートナーシップ宣誓制度	○		令和2年5月1日
3	豊橋市	豊橋市パートナーシップ制度	○		令和3年4月1日
4	豊田市	豊田市ファミリーシップ宣言	○		令和3年7月16日
5	蒲郡市	蒲郡市パートナーシップ宣誓制度	○		令和4年1月4日
6	岡崎市	岡崎市パートナーシップ・ファミリーシップ制度		○	令和4年4月1日
7	新城市	新城市パートナーシップ宣誓制度	○		令和4年4月1日
8	高浜市	高浜市パートナーシップ宣誓制度	○		令和4年4月1日
9	田原市	田原市パートナーシップ制度	○		令和4年4月1日
10	春日井市	春日井市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度	○	○	令和4年5月1日
11	豊川市	豊川市パートナーシップ宣誓制度	○		令和4年7月1日
12	一宮市	一宮市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度	○	○	令和4年9月1日
13	豊山市	豊山町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度	○	○	令和4年9月1日
14	みよし市	みよし市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度	○	○	令和4年10月1日
15	名古屋市	名古屋市ファミリーシップ制度	○	○	令和4年11月7日

(参考)用語について

性的少数者(LGBTQ等)

身体の性と自分が認識する性が一致しない人や、恋愛感情などの性的な意識が同性ないしは両性に向かう人、身体的な性別が不明瞭な人等のこと。

LGBTQ:

- Lesbian (レズビアン) 同性を好きになる女性
- Gay (ゲイ) 同性を好きになる男性
- Bisexual (バイセクシュアル) 同性を好きになることも、異性を好きになることもある人
- Transgender (トランスジェンダー) 生まれた時の性別と異なる性別で生きている人
- Questioning (クエスチョニング) 性的指向や性自認がはっきりしない、決められない、あるいは悩んでいる状況にある人

ファミリーシップ制度

パートナーシップ宣誓制度は、基本的に宣誓を行ったカップルのみを家族として見なすことに対して、ファミリーシップ制度では、宣誓を行ったカップルに限らず、その子ども、両親等も含め、家族として見なす。

ファミリーシップ制度を導入することによって、宣誓を行ったカップルの子ども、両親の関係性まで認めることができ、家族と同等の行政・民間サービスを受けられる可能性が広がる。